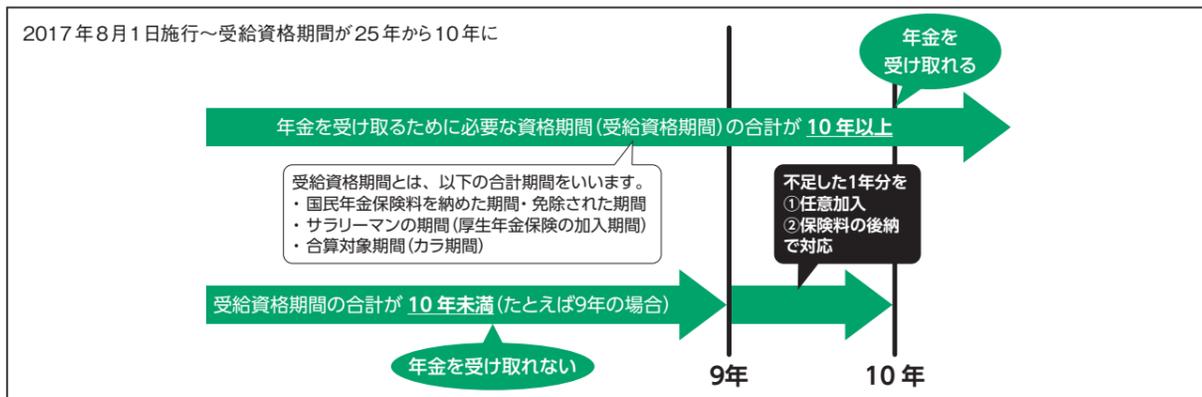


# 年金を受け取れる可能性の 日本年金機構より大事な

# ある方約47.7万人へ、 お知らせをお送りしています

図表2 資格期間が10年に満たない場合でも年金を受け取れる可能性があります!



◆年金を受け取るために必要な資格期間  
次の期間に該当するものすべての合計が10年(120カ月)以上あると年金を受け取ることができます。

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- ・合算対象期間(カラ期間)

◎上記の合算対象期間(カラ期間)とは?  
年金制度に加入していなくても、資格期間に加えることができる期間です。  
※ただし、この期間は年金の額には反映されません。  
この期間に該当する主なものは右a～eのとおりです。

a. 1986年3月までの間でサラリーマンの配偶者だった期間

b. 海外に居住していた期間

c. 1991年3月までの間で学生であった期間

d. 1986年3月までに脱退手当金の支給の対象となった期間(1986年4月から65歳に達するまでの間に納付または免除がある方に限ります)

e. 1986年3月までの被用者年金の障害・遺族年金の受給権者の期間

**今から保険料を納付することができます**

①任意加入  
最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。任意加入により資格期間が増え、年金を受け取れる場合があります。また、65歳までは年金額を増やすこともできます。

②保険料の後納  
国民年金に加入していても保険料を納めていない期間(未納期間)は資格期間に含まれません。過去5年以内に国民年金に加入して、かつ、未納期間がある方は平成30年9月までであれば保険料を後納することができます。

**ねんきんネット**  
年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。

ねんきんネット 検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](http://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)

ご相談や予約の申し込みはこちら (ねんきんダイヤル)

**0570-05-1165**

050から始まる電話でおかけになる場合は  
(東京) 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日	午前8:30～午後7:00
火～金曜日	午前8:30～午後5:15
第2土曜日	午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
※代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

**受給資格期間が10年に短縮されました!**

年金(老齢給付)を受け取るために必要な期間(受給資格期間)が、25年から10年に短縮され、対象となる方には、すでに黄色い封筒に入った年金請求書をお送りしています。

お手続きがお済みでない方は、「ねんきんダイヤル」でご予約のうえ、お近くの年金事務所にご相談ください。年金を受ける権利は、時効により、権利が発生してから5年で消滅します。早めの手続きをお願いいたします。

**10年未満の方にも年金を受け取れる可能性があります!**

現在、年金の加入期間が10年未満の方(約47.7万人)にも「年金の加入期間の確認のお知らせ(写真)をお送りしています(スケジュールは図表1)。

お知らせがお手元に届いた方は年金制度に加入していただくことも、資格期間に加えることができる期間もありますので(図表

図表1 お知らせ発送スケジュール

お知らせ対象者	発送日(予定)
1 T15.4.2～S17.4.1生(91歳～75歳)	H29.12.18
2 S17.4.2～S23.4.1生(75歳～69歳)	H30.1.22
3 S23.4.2～S26.7.1生(69歳～66歳)	H30.2.19
4 S26.7.2～S28.10.1生(66歳～64歳)	H30.3.19
5 S28.10.2～S30.8.1生(64歳～62歳)【男性】 S28.10.2～S30.10.1生(64歳～62歳)【女性】	H30.4.23
6 S30.10.2～S32.8.1生(62歳～60歳)【女性】	H30.5.21
7 ～S32.8.1生(共済期間あり者)(60歳～)～T15.4.1生(旧法対象者)(91歳～)	H30.6.18

2参照)ご自身の年金記録を今一度ご確認ください。「ねんきんダイヤル」でご予約のうえ、お近くの年金事務所にご相談ください。

**不審なお電話にご注意ください!**

日本年金機構から直接お電話し、口座番号を聞いたり、手数料等の振り込みを求めることはありません。

## 写真 年金の加入期間の確認のお知らせ

料金後納郵便

親展

×××-××××

××市××区××1-1-1 ××マンション

年金 太郎 様

〒108-8505 東京都港区赤坂三丁目5番24号 宛先不明の場合は上記にご返送ください

日本年金機構 Japan Pension Service

年金に関する重要なお知らせです。裏面からゆっくりと読んでご確認ください。

年金を受け取れる可能性があります。必ずご確認ください!

- これまで、年金を受け取るためには年金加入期間が25年以上必要でしたが、平成29年8月からは10年に短縮されました。
- お客様の現在の年金加入期間は、右の表のとおりであり、このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間(10年:120カ月)が確認できない方に送付しています。
- しかしながら、表面に記載した「受給資格期間に含むことができる期間」や「年金の社会保障協定」に該当する期間がある場合には、年金を受け取れる場合があります。

年金記録にもれはありますか?

- お客様の過去の職歴や国民年金への加入記録などが日本年金機構が管理している年金の加入期間にきちんと反映しているか、この機会にご確認ください。
- 年金の記録がもれているような場合は、記録の修正をすることができます。
- 年金事務所へのご相談は、ご本人確認ができる書類とこのお知らせをお持ちください。

お客様には、年金加入期間に含まれていない、もれている可能性がある記録があります。

年金加入期間

基礎年金番号 ZZZZ - ZZZZZZ

平成29年 〇月〇日 までの年金加入期間です。

厚生年金保険加入期間(注1)	カ月
船員保険加入期間(注1)	カ月
国民年金加入期間(納付済の月数)	カ月
”(全額免除該当の月数)	カ月
”(4分の3免除該当の月数)	カ月
”(半額免除該当の月数)	カ月
”(4分の1免除該当の月数)	カ月
”(学生納付特例該当の月数)	カ月
”(納付猶予該当の月数)	カ月
”(任意加入未納の月数)(注2)	カ月
”(特定期間の月数)(注3)	カ月
共済組合等加入期間	カ月
▶ 年金加入期間合計	カ月

注1 既納員としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間は、昭和61年3月までは、加入月数を5分の4で計算し、昭和61年4月から平成30年3月までは、加入月数を5分の3で計算しています。  
注2 任意加入未納の月数は、過去5年以内に国民年金の3年免除期間を納めていない月数を示しています。任意加入未納免除申請書あり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。  
注3 特定期間の月数は、本表第1号被保険者である期間が第2号被保険者として管理されている、第1号被保険者として訂正した上で確認されている月数を示しています。

「年金の加入期間の確認のお知らせハガキ(表)  
※生年月日が平成15年4月1日以前の方は記載されている文言が異なります。